Ⅶ　設計審査申請書等の記入方法

1．設計（変更）審査申請書（建売住宅）の記入方法

・第一面 ……P22

・第二面 ……P23

・第三面 ……P24

2．現場審査申請書（建売住宅）（中間時）の記入方法

（現場審査申請書（建売住宅）（竣工時）も同様です。）

・第一面 ……P25

・第二面 ……P26

・第三面 ……（P24を参照してください）

1．設計（変更）審査申請書（建売住宅）の記入方法（第一面）

詳細な記載方法については、書式の記載要領をご覧ください。

設計審査申請書を地方公共団体等へ申請する年度が記載されています。（※）

最初の申請の場合は変更の文字を＝線で消してください。
　また、17ページの設計変更審査の申請を要する場合に該当し、設計変更審査申請を行う場合は「≠変更≠」としてください。

建物建設事業主（売主）をご記入ください。(建物と土地の販売者が異なる場合は連名としてください。
　なお、販売者は原則として宅地建物取引業法第３条１項に規定されている免許を有する宅地建物取引業者であることが必要です。)

申請書は太線の枠内のみ記入してください。

［住工第２号書式］

設計審査申請年度
平成 18 年度

設計（変更）審査申請書（建売住宅）販売等に関する届出書

（第一面）

公庫の定める建設基準、融資条件、手続き等を了承し、下記のとおり設計（変更）審査を申請します。
なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実に相違ありません。

受託地方公共団体等 殿

申請日 平成　　年　　月　　日

申請者

1．建物建設事業主（売主）	名称	㊞
	連絡先	〒　　電話（　　）－（　　）－（　　）
2．土地販売事業主（1と異なる場合のみ記入）	名称	㊞
	連絡先	〒　　電話（　　）－（　　）－（　　）

設計変更の内容又は連絡事項

住宅番号	変更内容又は連絡事項		
1		5	
2		6	
3		7	
4		8	
		9	

1．申請者は太線の枠内のみ記入してください。（※印のついた欄内は記入しないでください。）
2．裏面の記載要領等をお読みの上記入してください。

販売等に関する届出書

設計審査の申請を行うに当たり、本申請住宅の販売及び施工に関して、下記の事項について遵守いたします。

記

1．建築基準法その他の関係法令を遵守し、設計図書に従い、適切に施工します。
2．購入予定者には、売買契約上の瑕疵担保及びアフターサービスの内容を十分説明し、その内容に基づいて是正の申出があった場合は、誠意をもって対応します。
3．公庫が必要と認める調査、報告等に応じます。
4．公庫融資をお申込みされる方への住宅販売においては公庫融資制度の趣旨及び目的に沿った適正な販売活動を行います。

住宅金融公庫　殿

※受託地方公共団体等受付欄	※整理簿記入照合欄	※判定欄
		（合格年月日及び番号） 平成　年　月　日 第　　号
※審査員氏名	※備考欄	

※ 平成 17 年度版の書式を使用する場合にあっては、年度を朱書きで修正のうえ使用してください。

（注）平成 18 年４月１日以降に借入申込みを行った住宅は、特別加算工事はご利用いただけません。平成 17 年度版の書式を使用する場合にあっては、特別加算工事は削除するなどし、誤って申請しないようご注意ください。

（第二面）

建売住宅購入資金を利用する場合は、１．の□欄をチェック（✓）し、住まいひろがり特別融資（本人居住型）を利用する場合は、３．の□欄をチェック（✓）してください。

都市計画で定められた該当地域の□欄をチェック（✓）してください。
　なお、「その他の地域及び地区」欄は、高度地区、区画整理施行地区、計画道路等に該当する場合に、その該当事項をご記入ください。

［住工第２号書式］　（第二面）

申請住宅及びその敷地等に関する事項

１．融資区分		□１．一般建売住宅（住まいひろがり（親族型）を含む）　□３．住まいひろがり（本人型）		
２．建設の場所（地名地番）		団地名		
３．地域及び地区	都市計画区域	□１．都市計画区域内　□２．準都市計画区域内　□３．区域外		
	用途地域	□１．第１種低層住専　□２．第２種低層住専　□３．第１種中高層住専　□４．第２種中高層住専 □５．第１種住居　□６．第２種住居　□７．準住居　□８．近隣商業 □９．商業　□10．準工業　□11．工業　□12．未指定		
	防火地域	□１．防火 □２．準防火 □３．未指定	その他の地域及び地区	
４．工期		着工予定日	平成　年　月　日	
		竣工予定日	平成　年　月　日	
５．設計者	名称			
	連絡先	電話（　　）－（　　）－（　　）		
６．工事監理者	名称			
	連絡先	電話（　　）－（　　）－（　　）		
７．工事施工者	名称			
	連絡先	電話（　　）－（　　）－（　　）		

基準金利適用住宅の工事または割増融資工事等を行う場合は、公庫融資住宅基準集で基準の内容を確認の上、該当する工事等の□欄をチェック（✓）してください。

８．基準金利適用住宅及び割増融資工事の内容

基準金利適用住宅	□５．バリアフリー＋耐久性	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。高齢者等の寝室のある階（　　）階		
	□６．省エネルギー＋耐久性	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。		
割増融資工事				
□42．バリアフリー	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。 高齢者等の寝室のある階（　　）階		□158．太陽光発電設備	製造会社名（　　） 公庫確認番号（　　）
□161．バリアフリー（高齢者等設備併設）	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。 高齢者等の寝室のある階（　　）階		□159．換気設備	
	□１．ホームエレベーター　□２．階段昇降機 □３．移動用リフト　□４．高齢者等仕様のキッチン等 □５．高齢者等仕様の浴室 □６．自動消火装置等		□48．高規格住宅（環境配慮型）	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書及び各地方公共団体の定める環境負荷低減に有効な資材の基準による。
			□68．積雪地対応（寒雪）	□１．融雪式　□２．落雪式　□３．耐雪式
			□69．積雪地対応（高床）	基礎の地盤面からの高さ（　　）m
□151．省エネ（次世代型） □153．省エネ（一般型）（開口部なし） □154．省エネ（一般型）（開口部あり）	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。		□11．超長期親子返済	居住室（　　）室、炊事室（　　）室 便所（　　）ヶ所、浴室（　　）室 高齢者等の寝室のある階（　　）階
□162．省エネ（次世代型）（パッシブ併設） □163．省エネ（一般型）（開口部なし）（パッシブ併設） □164．省エネ（一般型）（開口部あり）（パッシブ併設）	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。			
	製造会社名（　　） 公庫確認番号（　　）			
□156．暖冷房・給湯設備	製造会社名（　　） 公庫確認番号（　　）			
	製造会社名（　　） 公庫確認番号（　　）			

（注１）「高齢者等の寝室のある階」には、新築時に高齢者がいない場合においては、将来、居住者が高齢者となった場合に寝室として使うことが想定される部屋のある階を記入してください。

（注２）仕様書は工事内容を明示したものであれば、公庫監修以外のものを使用しても差し支えありません。

第三面とあわせて、「基準金利適用住宅及び割増融資工事の内容」をご記入ください。

（第三面）

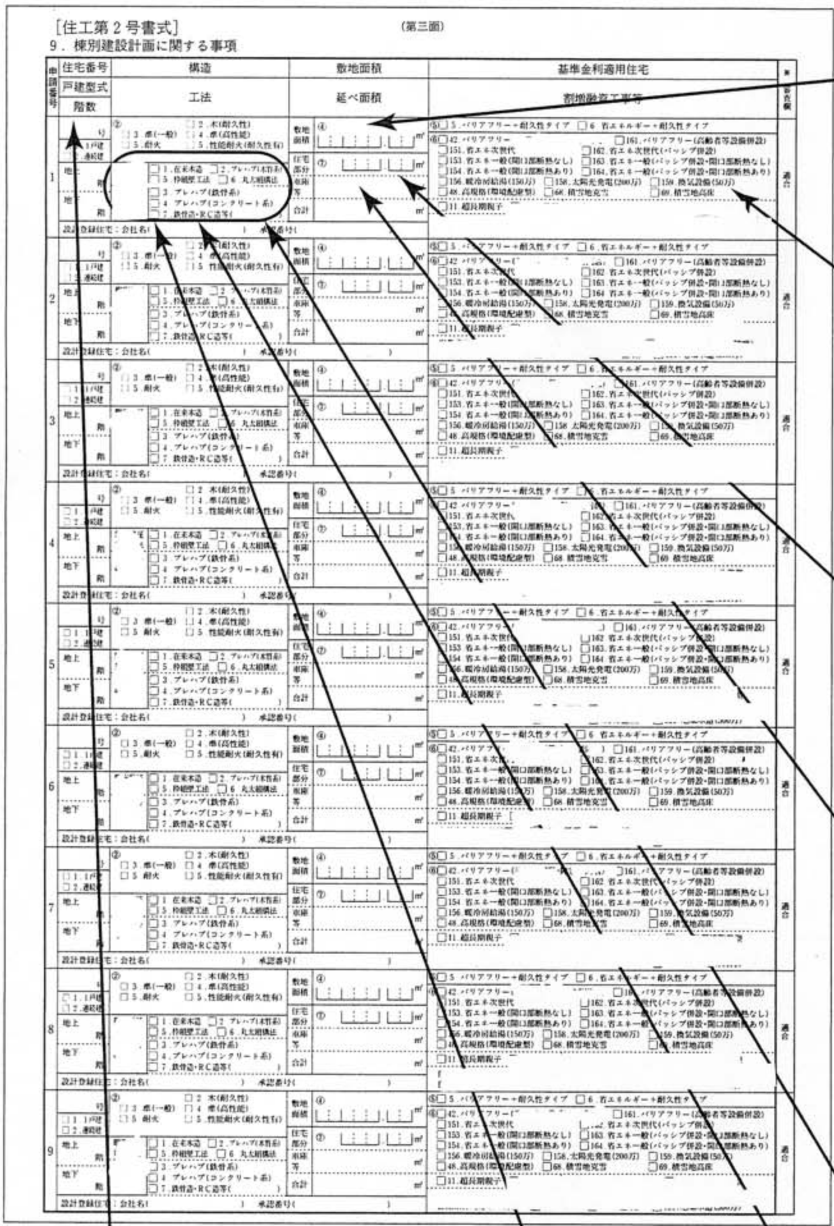

[住工第２号書式]　　　　（第三面）

9．棟別建設計画に関する事項

申請番号	住宅番号 戸建型式 階数	構造 工法	敷地面積 延べ面積		基準金利適用住宅 割増融資工事等	※審査欄
1	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
2	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
3	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
4	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
5	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
6	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
7	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
8	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					
9	号 □1.1戸建 □2.連続建 地上　階 地下　階	②□2.木(耐久性) □3.準(一般)　□4.準(高性能) □5.耐火　□5.性能耐火(耐久性有) □1.在来木造　□2.プレハブ(木質系) □5.枠組壁工法　□6.丸太組構法 □3.プレハブ(鉄骨系) □4.プレハブ(コンクリート系) □7.鉄骨造・RC造等(　　)	敷地面積 住宅部分 車庫等 合計	④　m² ⑦　m² m² m²	⑤□5.バリアフリー＋耐久性タイプ　□6.省エネルギー＋耐久性タイプ ⑥□42.バリアフリー　□161.バリアフリー(高齢者等設備併設) □151.省エネ次世代　□162.省エネ次世代(パッシブ併設) □153.省エネ一般(開口部断熱なし)　□163.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱なし) □154.省エネ一般(開口部断熱あり)　□164.省エネ一般(パッシブ併設・開口部断熱あり) □156.暖冷房給湯(150万)　□158.太陽光発電(200万)　□159.換気設備(50万) □48.高規格(環境配慮型)　□68.積雪地克雪　□69.積雪地高床 □11.超長期親子	適合
	設計登録住宅：会社名(　　)　承認番号(　　)					

連続建の場合は、１棟全体の敷地面積を記入し、欄内に「(１棟全体)」とご記入ください。

基準金利適用住宅の工事または割増融資工事等を行う場合は、公庫融資住宅基準集で基準の内容を確認の上、該当する工事等の□欄をチェック（✓）してください。

住宅部分の床面積には、地下室（居住室、炊事室、便所、浴室等を除く。）、車庫、別棟の物置及びバルコニーの床面積は含みません。

車庫等の床面積には、地下室（居住室、炊事室、便所、浴室等を除く。）、住宅部分の専用使用に係る車庫及びバルコニーの床面積をご記入ください。（いずれの部分も、建築基準法上の延べ面積に算入される場合のみご記入ください。）

該当する工法の□欄をチェック（✓）してください。

申請住宅の住宅番号をご記入ください。

連続建の場合は、当該住宅が存ずる棟の構造等をご記入ください。）

設計登録住宅の場合は、会社名及び公庫承認番号を記入してください。

必要に応じ、第二面の「８.基準金利適用住宅及び割増融資工事の内容」もご記入ください。

2．現場審査申請書（建売住宅）（中間時）の記入方法
（現場審査申請書（建売住宅）（竣工時）も同様です。）
（第一面）

詳細な記載方法については、書式の記載要領をご覧ください。

設計審査申請書を地方公共団体等へ申請する年度が記載されています。（※）

建物建設事業主（売主）をご記入ください。（建物と土地の販売者が異なる場合は連名としてください。
　なお、販売者は原則として宅地建物取引業法第３条１項に規定されている免許を有する宅地建物取引業者であることが必要です。）

申請者は太線の枠内のみ記入してください。

［住工第９－１号書式］

現場審査申請書（建売住宅）

中間時

設計審査申請年度
平成18 年度

（第一面）

工事の施工に関して、公庫の定める建設基準、融資条件、手続き等を了承し、下記のとおり現場審査を申請します。
なお、当申請書等に記載の事項は、事実に相違ありません。

受託地方公共団体等 殿

申請日 平成　年　月　日

申請者

1．建物建設事業主（売主）	名称		㊞
	連絡先	〒	電話（　）－（　）－（　）
2．土地販売事業主（上と異なる場合のみ記入）	名称		㊞
	連絡先	〒	電話（　）－（　）－（　）

軽微な設計変更の内容又は連絡事項

住宅番号	変更内容又は連絡事項		
		5	
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	

1．申請者は太線の枠内のみ記入してください。（※印のついた欄内は記入しないでください。）
2．裏面の記載要領等をお読みの上記入してください。

※受託地方公共団体等受付欄	※判定欄	
	（合格年月日及び番号） 平成　年　月　日　第　号	
※審査員氏名	※整理簿記入照合欄	※審査年月日
		平成　年　月　日 （再審査　平成　年　月　日）
※備考欄		

※ 平成 17 年度版の書式を使用する場合にあっては、年度を朱書きで修正のうえ使用してください。

（注）平成 18 年４月１日以降に借入申込みを行った住宅は、特別加算工事はご利用いただけません。平成 17 年度版の書式を使用する場合にあっては、特別加算工事は削除するなどし、誤って申請しないようご注意ください。

（第二面）

建売住宅購入資金を利用する場合は、１．の□欄をチェック（✓）し、住まいひろがり特別融資（本人居住型）を利用する場合は、３．の□欄をチェック（✓）してください。

［住工第９－２号書式］　（第二面）

申請住宅及びその敷地等に関する事項

１．融資区分		□ １.一般建売住宅(住まいひろがり(親族型)を含む)　□ ３.住まいひろがり(本人型)				
２．建設の場所（地名地番）		団地名				
３．工期		着工日	平成	年	月	日
４．設計(変更)審査		合格年月日	平成	年	月	日
		合格番号	第			号
５．現場審査(中間時)		合格年月日	平成	年	月	日
		合格番号	第			号
６．現場審査(竣工時)の工程に達する予定日		平成	年	月	日	
７．設計者	名称					
	連絡先	電話(　　)－(　　)－(　　)				
８．工事監理者	名称					
	連絡先	電話(　　)－(　　)－(　　)				
９．工事施工者	名称					
	連絡先	電話(　　)－(　　)－(　　)				

基準金利適用住宅の工事または割増融資工事等を行う場合は、公庫融資住宅基準集で基準の内容を確認の上、該当する工事等の□欄をチェック（✓）してください。

10．基準金利適用住宅及び割増融資工事の内容

基準金利適用住宅	□ ５.バリアフリー＋耐久性	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。高齢者等の寝室のある階(　　)階	
	□ ６.省エネルギー＋耐久性	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。	
割増融資工事			
□ 42.バリアフリー	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。高齢者等の寝室のある階(　　)階	□ 158.太陽光発電設備	製造会社名（　　）公庫確認番号（　　）
□ 161.バリアフリー（高齢者等設備併設）	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。高齢者等の寝室のある階(　　)階	□ 159.換気設備	
	高齢者等設備：□ １.ホームエレベーター　□ ２.階段昇降機　□ ３.移動用リフト　□ ４.高齢者等仕様のキッチン等　□ ５.高齢者等仕様の浴室　□ ６.自動消火装置等	□ 48.高規格住宅(環境配慮型)	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書及び各地方公共団体の定める環境負荷低減に有効な資材の基準による。
		□ 68.積雪地対応(寒雪)	□ １.融雪式　□ ２.落雪式　□ ３.耐雪式
		□ 69.積雪地対応(高床)	基礎の地盤面からの高さ(　　)m
□ 151.省エネ(次世代型) □ 153.省エネ(一般型)(開口部なし) □ 154.省エネ(一般型)(開口部あり)	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。	□ 11.超長期親子返済	居住室(　　)室、炊事室(　　)室 便所(　　)ケ所、浴室(　　)室 高齢者等の寝室のある階(　　)階
□ 162.省エネ(次世代型)(パッシブ併設) □ 163.省エネ(一般型)(開口部なし)(パッシブ併設) □ 164.省エネ(一般型)(開口部あり)(パッシブ併設)	原則として住宅金融公庫監修共通仕様書による。 製造会社名（　　） 公庫確認番号（　　）		
□ 156.暖冷房・給湯設備	製造会社名（　　） 公庫確認番号（　　）		
	製造会社名（　　） 公庫確認番号（　　）		

（注１）「高齢者等の寝室のある階」には、新築時に高齢者がいない場合においては、将来、居住者が高齢者となった場合に寝室として使うことが想定される部屋のある階を記入してください。

（注２）仕様書は工事内容を明示したものであれば、公庫監修以外のものを使用しても差し支えありません。

第三面とあわせて、「基準金利適用住宅及び割増融資工事の内容」をご記入ください。

第三面は「設計（変更）審査申請書（建売住宅）」（第三面）を参照してください。（→24ページ）

Ⅷ　現場審査申請書付表　工事内容確認チェックシート（中間時・竣工時）の記載要領等

1　当書式の目的・役割について

当書式は、申請者（施主）及び工事監理者（建築士法に定める工事監理を行う方をいいます。以下同じ。）（工事監理者がいない場合は工事施工者）の両者が、予定した工事内容について適切に施工されているか確認できるように、適合すべき基準等の概要を示したものです。（各基準の詳細については「公庫融資住宅基準集」でご確認ください。）

両者で工事内容を確認後、次のいずれかにより記名・押印してください。

(1)　工事監理者がいる場合は、申請者と当該工事監理者が連名で記名・押印。

(2)　工事監理者がいない場合は、申請者と工事施工者（複数の場合は代表者）が連名で記名・押印。

2　申請方法等について

設計登録住宅の場合は＜設計登録住宅用＞、その他の場合は＜一般用＞を使用してください。

なお、建売住宅で複数の住宅を１申請とする場合も当書式の申請部数は１部で結構です。

(1)　中間時現場審査申請時

当書式（１部）を「工事内容確認チェックシート（中間時 ~~・竣工時~~）」としたうえで、該当工法欄で○印が付された項目のうち、中間時確認欄のチェック項目について着工から中間時現場審査申請までの間に確認し、確認できた項目をチェック（☑）して現場審査申請書（中間時）に添付してください。

(2)　竣工時現場審査申請時

当書式（１部）を「工事内容確認チェックシート（~~中間時~~・竣工時）」としたうえで、該当工法欄で○印が付された項目のうち、竣工時確認欄のチェック項目について着工から竣工時現場審査申請までの間に確認し、確認できた項目をチェック（☑）して現場審査申請書（竣工時）に添付してください。

3　チェック項目等について

お申し込みの内容に応じて、次表の「基準項目」の該当する内容（○印が付された項目）全てについてチェック（☑）してください。

・「□」の項目は該当する場合に必ずチェックしてください。

・「(□)」の項目は工事の進捗状況に応じて、申請時点までに現場で確認できる場合のみにチェックしてください。

・「－」の項目はチェックする必要はありません。

申込み内容等	チェックが必要な基準項目
①全ての住宅	・基礎基準の項目（ただし、一戸建ての場合は「区画」のチェックは不要）
②基準金利適用住宅の場合	・①の項目 ・基準金利選択基準（「バリアフリー」または「省エネ」）の項目 ・「建売住宅」または「分譲住宅」の場合にあっては、基準金利共通基準（建売･分譲で基準金利適用を希望する場合のみ）の項目
③割増融資等を利用する場合	・①の項目 ・割増融資等基準の項目のうち希望している項目

4　北海道地域について

(1)　基礎の根入れ深さは、建設地域の凍結深度以上とする必要があります。なお、スカート断熱工法により凍結深度が低減される場合にあっては、低減後の凍結深度以上とすることができます。（「公庫融資住宅基準集」参照）

(2)　住宅の構造、設備等については、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和28年法律第64号）による技術基準を定めた省令（昭和28年大蔵・建設省令第２号）に適合させる必要があります。（「公庫融資住宅基準集」参照）

(3)　木材乾燥・気密化工法（参照：木造住宅工事共通仕様書〔分冊〕（北海道版）または枠組壁工法住宅工事共通仕様書〔分冊〕（北海道版））により耐久性基準に適合する場合は、当チェックシートの耐久性基準の「柱の小径」または「外壁下地材料」の備考欄に「木乾」と記入してください。この場合、断熱･気密、暖房方式、換気方式、通気層工法の採用、乾燥材の使用等について別途基準があります。くわしくは、上記の仕様書（北海道版）を参照してください。

5　その他

(1)　基礎断熱工法にあっては、基礎基準の「床下換気」は適用されませんので、「床下換気」のチェックを省略してください。

また、この場合は「床下防湿」について別途基準がありますので、これに適合する必要があります。

(2)　補強コンクリートブロック造りについては、チェックシートのRC造の基準項目を利用してください。

また、補強コンクリートブロック造で耐久性基準のチェックを行う場合は、「鉄筋のかぶ厚さ」の欄の基準項目及び基準の概要を「セメントの種類等」、「耐久性確保に有効なセメントの種類、コンクリートの水セメント比等とすること」と読み替えて使用してください。

(2)　公庫が定める基準により難い部分のある住宅であって、これらの基準に該当する住宅と同等以上の性能を有すると公庫が認めたものについては、基準適用の除外を受けた基準項目についてのチェックは不要です。

当該項目の備考欄に「適用外」と記入してください。

住宅性能表示制度のご案内

〈住宅性能表示制度にはこんなメリットがあります〉

住宅性能表示制度は法律に定められた信頼できる制度です。構造の安定、高齢者等への配慮などの性能の相互比較がしやすい、第三者機関による客観性・信頼性の高い評価が受けられる、トラブル発生時の際は専門的な紛争処理が受けられるなどのメリットがあります。

なお、この制度を使うかどうかは、住宅を取得しようとする方や、住宅生産者、販売者などの任意の選択に委ねられます。

住宅性能表示のイメージ

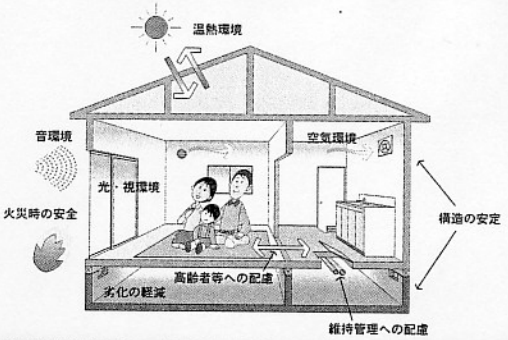

第三者機関の評価が受けられます。

客観的な評価を実施する第三者機関が「登録住宅性能評価機関」として指定されています。

登録住宅性能評価機関は、申請にもとづき、評価基準に従って住宅の性能評価を行い、その結果を住宅性能評価書として交付します。

●住宅性能評価書のマーク

設計住宅性能評価のマーク

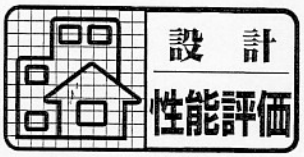

建設住宅性能評価のマーク

既存住宅性能評価マーク

住宅性能評価書の種類

新築住宅の場合は

・設計図書の段階の評価結果をまとめたもの（設計住宅性能評価書）

・施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめたもの（建設住宅性能評価書）

既存住宅の場合は

・住宅の現況についての検査等による評価結果をまとめたもの（現況検査・評価書）

住宅性能評価書には、それぞれ法律にもとづくマークが表示されます。

なお、住宅性能評価の料金は、各評価機関ごとに独自に定められています。

●住宅性能表示制度による性能評価の流れ

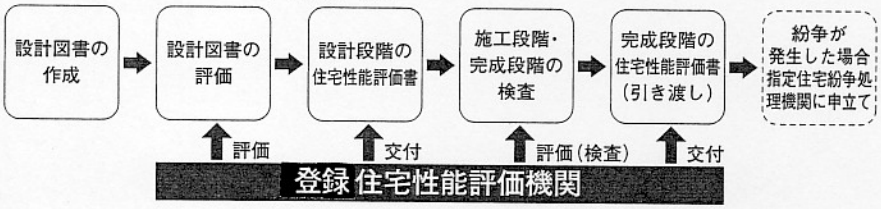

住宅性能評価書の内容を契約に活かせます。（新築住宅のみ）

登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書やその写しを、新築住宅の売買契約書に添付などすると、住宅性能評価書の記載内容が契約されたものとみなされます。ただし、契約書面で契約内容から排除することを明記した場合はこの限りではありません。

注文住宅の場合、設計が終わった段階で、設計住宅性能評価書の内容を請負契約に反映することができます。また、完成段階で交付される建設住宅性能評価書の内容と、相互比較することもできます。

円滑、迅速で、専門的な紛争処理が受けられます。

建設住宅性能評価書が交付された住宅については、指定紛争処理機関（各地の弁護士会）に紛争処理を申請することができます。指定住宅紛争処理機関は、裁判によらず住宅の紛争を円滑・迅速に処理するための機関です。建設住宅性能評価書が交付された住宅の紛争であれば、評価書の内容だけでなく、請負契約・売買契約に関する当事者間の処理を扱います。

紛争処理の手数料は１件あたり１万円です。

【住宅性能表示制度のくわしい情報はこちらのホームページへ】

●国土交通省（http://www.mlit.go.jp/）

●住まいの情報発信局（http://www.sumai-info.jp）

●住宅性能評価機関等連絡協議会（評価協）（http://www.hyouka.gr.jp）

住宅性能表示制度を活用すると設計審査が一部簡素化されます。

① 公庫の審査を受託している住宅性能評価機関に、公庫の設計審査と設計住宅性能評価を同時に申請する場合は、一部設計図書を兼用することができます。

② 住宅性能評価書の提出により、公庫設計基準と性能表示基準が重複している部分については、受託地方公共団体等における図書審査が省略されます。

設計審査申請時の提出書類

通常の場合

- 設計審査申請書　1通
- 設計審査に関する通知書　2通
- 設計図書　2通

求積図
付近見取り図
配置図
平面図
立面図
矩計図
仕様書

【①同時申請の場合】→

性能表示制度を利用する場合

- 設計審査申請書　1通
- 設計審査に関する通知書　2通
- 設計図書　2通

求積図
（省略）

【②図面審査省略の場合、上記に加え次の書類を提出】
- 設計住宅性能評価書の写し　1通
- 性能表示住宅に関する申出書（※）（性能表示住宅用）　1通

※ 性能表示住宅に関する申出書は、当冊子の30ページをコピーしてご利用ください。

性能表示住宅に関する申出書

受託地方公共団体等　殿

申請者名　　㊞

私は、設計審査の申請にあたり以下の準備について適合していることを確認しました。

基準金利適用工事及び割増融資工事等	性能評価に係る項目とその等級	確認欄 □
耐久性基準（柱の小径、基礎の構造、土台、床下点検口を除く）	劣化対策等級２・３	□
断熱構造基準（基礎基準）	省エネルギー対策等級２・３・４	□
省エネルギータイプ、省エネルギー住宅工事（一般型）	省エネルギー対策等級３・４	□
省エネルギー住宅工事（次世代型）（換気設備設置工事を除く）	省エネルギー対策等級４	□
バリアフリータイプ、バリアフリー住宅工事	高齢者等配慮対策等級３・４・５	□
換気設備設置工事	評価方法基準５の6-2(3)イ①（機械換気）	□
戸境床に関する基準（基礎基準）	重量床衝撃音対策等級２・３・４・５ 又は評価方法基準第５の8-1(3)ロ① a･b･c･d	□
戸境床に関する基準（基準金利適用工事）	重量床衝撃音対策等級３・４・５	□
戸境床に関する基準（高規格住宅）	重量床衝撃音対策等級４・５	□
戸境壁に関する基準（高規格住宅）	透過損失（界壁）等級３・４	□

【設計住宅性能評価を受けようとする又は受けた住宅に係る設計審査について】

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）の第５条に規定する設計住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る）を受けようとする又は受けた住宅については、当該チェックシートを利用するものとする。

記載については、設計住宅性能評価を受けた等級について該当する確認欄に✓を記入するものとする。

なお、設計審査の申請にあっては、設計住宅性能評価書の写しを設計審査申請書等に併せて、受託地方公共団体等に提出するものとする。

設計審査と住宅性能評価の申請窓口が同じ場合にあっては、設計図書について求積図以外は、住宅性能評価申請に添付する図面と兼用することができる。